

経営継承応援資金のご案内

親の農業経営を継承される方、新たに農業経営を開始される方を支援します。

● **支援対象者**／次の要件を全て満たす必要があります。ただし、親の農業経営を継承する場合、継承する経営当たりの対象者は、1人とします。

① 認定新規就農者である。

※ 認定新規就農者とは、就農地の市町村で青年等就農計画の認定を受けた方です。

② 経営開始時の年齢が60歳以下である。

※ 親の経営を継承し、対象者自身が経営主となり、経営を開始する必要がある。

③ 令和7年(2025年)1月1日(水・祝)～12月31日(水)に経営を開始した方。

④ 年150日かつ1200時間以上の農業従事が確実である。

⑤ 国の支援策(新規就農者育成総合対策など)を受けていない。

● **資金交付金額**／1人当たり50万円
※ 資金の用途は問いません。

● **申込締め切り日**／8月29日(金)

問 産業課(金屋庁舎)・有田振興

局 農業水産振興課 ☎64・

1273

森林管理に関する意向調査

● **山の手入れをしていますか?**

森林の有する災害防止や水源かん養などの公益的機能を発揮するには、適切な管理が必要です。森林経営管理法では、所有する森林について、適時に伐採、造林および保育を実施することにより適切に経営管理を行うことを森林所有者に求めています。

● **意向調査**

森林の適切な経営や管理の確保のため、有田川町では、町内の森林について計画的に意向調査を進めています。

意向調査票は、8月上旬に森林所有者宛に送付しますので、ご協力をお願いいたします。

また、調査対象となる森林所有者の方で、意向調査票が届かない場合は、林務課までお問い合わせください。

● **今年度の調査対象**

糸川・歓喜寺・長谷川・遠井に所在し、次の要件を全て満たす森林

① 私有林の人工林であること

② 森林経営計画が設定されていない

こと

③ 隣接地との境界が確定していること

● **森林経営管理制度に関して**

詳しくは、林野庁のホームページ(<https://www.rinya.maff.go.jp>)をご覧ください。

問 林務課(金屋庁舎)

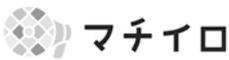
みどりの募金へのご協力
ありがとうございました

4月から町内の各ご家庭や職場から寄せられた「みどりの募金」の今年度の合計額は104万4600円でした。

皆さまからお預かりした募金は、(公財)和歌山県緑化推進会へ送金し、地域や学校などの緑化活動などに生かされます。

問 林務課(金屋庁舎)

広報ありだかわが
アプリで読める!



広報ありだかわと町議会広報かわら版をアプリ「マチイロ」でご覧いただけます。利用料は無料。

発行日にはプッシュ通知でお知らせします。